

高知県人口減少対策総合交付金（モデル施設整備事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県人口減少対策総合交付金（モデル施設整備事業）（以下「交付金（モデル施設整備事業）」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 県は、若年人口の減少が進む本県において、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るため、地域の実情に合わせた人口減少対策を総合的に支援することを目的として、過疎対策事業債等の国の財政支援制度を活用して県の掲げる目標達成につながるモデル施設整備事業（以下「モデル施設整備事業」という。）を行う市町村（以下「交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付金（モデル施設整備事業）を交付する。

（交付金（モデル施設整備事業）の額の算定対象となる事業）

第3条 交付金（モデル施設整備事業）の額の算定対象となる事業（以下「交付金算定事業」という。）は、高知県人口減少対策総合交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）第3条第2号に定める「連携加算型」の対象となる事業であって、知事が認める事業とする。

（交付金の充当事業）

第4条 交付された交付金（モデル施設整備事業）は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- （1） 減債基金等の基金への積立金（交付金算定事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金に充当する場合に限る。）
- （2） 交付金算定事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金
- （3） 交付金算定事業に関連する事業に係る経費
- （4） 前3号に掲げるもののほか、交付金算定事業の事業効果を高めるために知事が必要があると認める事業

（交付金（モデル施設整備事業）の交付期間）

第5条 交付金（モデル施設整備事業）を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、これにより難しい場合は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度から5年以内で複数年にわたり交付することができる。

（交付金算定対象事業費、交付金額、交付金算定事業費限度額、交付限度額及び交付要件）

第6条 交付金算定対象事業費、交付金額、交付金算定事業費限度額、交付限度額及び交付要件は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 1 市町村あたりの交付限度額は、交付金要綱第4条に定めるとおりとし、交付金要綱に基づき交付される連携加算型の交付金額との合算により算出する。

(事業計画の申請及び承認等)

第7条 交付金算定事業を実施しようとする市町村は、あらかじめ交付金算定事業を盛り込んだ事業計画の承認を受けなければならない。

- 2 事業計画の申請及び変更申請の手続き並びに知事の承認等は、交付金要綱第5条に定めるとおりとする。
- 3 交付事業者は、交付算定事業に着手するときは、あらかじめ別記第1号による事業着手届を知事に提出しなければならない。

(交付金(モデル施設整備事業)の交付の申請)

第8条 交付事業者は、交付金(モデル施設整備事業)の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による交付金(モデル施設整備事業)交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付金(モデル施設整備事業)交付申請書の提出に当たって、当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金算定事業費に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金(モデル施設整備事業)の交付の決定等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、交付金(モデル施設整備事業)の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該交付事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 第2条に規定する交付目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金算定事業及び交付金充当事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付金算定事業及び交付金充当事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 交付事業者は、交付金算定事業又は交付金充当事業が第三者に対する補助事業である場合、当該補助金の交付にあたっては、交付先の補助事業者(以下「間接補助事業者」という。)に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。
- (4) 交付金算定事業及び交付金充当事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付金充当事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (5) 交付金算定事業及び交付金充当事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金算定事業及び交付金充当事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 交付事業者は、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならないこと。

(交付金（モデル施設整備事業）の変更)

第11条 交付事業者は、交付決定を受けた交付金充当事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による交付金（モデル施設整備事業）変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金（モデル施設整備事業）の額の変更（交付金（モデル施設整備事業）の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く）
- (2) 交付金充当事業の実施主体の変更
- (3) 交付金充当事業の追加、中止又は廃止
- (4) 交付金充当事業の完了年月日の延期
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金充当事業の重要な部分に関する事項であって、知事の変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

(実績報告等)

第12条 交付事業者は、交付金算定事業の完了日の属する年度の翌年度の3月31日までに、別記第4号様式による交付金（モデル施設整備事業）実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 交付事業者は、第8条第2項ただし書の規定により交付金（モデル施設整備事業）の交付の申請を行った場合であって、第1項の交付金（モデル施設整備事業）実績報告書の提出時期までに当該交付金（モデル施設整備事業）に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、第8条第2項ただし書の規定により交付金（モデル施設整備事業）の交付の申請を行った場合であって、第1項の交付金（モデル施設整備事業）実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金（モデル施設整備事業）に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した交付事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 知事は、第1項の交付金（モデル施設整備事業）実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金（モデル施設整備事業）の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金（モデル施設整備事業）の額を確定し、当該交付事業者に通知するものとする。

(交付金（モデル施設整備事業）の支払)

第13条 交付金（モデル施設整備事業）は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度で、前条の規定により交付すべき交付金（モデル施設整備事業）の額が確定した後に支払うものとする。

(財産の処分の制限等)

第14条 交付事業者は、交付金算定事業又は交付金充当事業により取得又は公用の増加した財産で規則第19条第1項の規定により処分を制限される交付の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間において、交付金（モデル施設整備事業）の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、交付事業者が施設財産等を交付金（モデル施設整備事業）の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、交付事業者に対して、その交付した交付金（モデル施設整備事業）の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 交付事業者は、取得財産等について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

4 交付事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項の交付金（モデル施設整備事業）実績報告書に別記第7号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

5 交付事業者は、交付金算定事業又は交付金充当事業が第三者に対する補助事業である場合、当該補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1項から前項までの条件を付さなければならないこと。

(事業成果のフォローアップ)

第15条 交付事業者は、交付金算定事業の実施年度の翌年度からおおむね5年間、交付事業成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 交付事業者は、交付金算定事業及び交付金充当事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 交付金算定事業、交付金充当事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項

の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、交付金（モデル施設整備事業）の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 8 条第 2 項、第 10 条第 4 号から第 6 号まで、第 12 条第 4 項、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

別表第1（第6条関係）教育振興施設整備事業

交付金算定対象事業費	交付金算定事業費限度額	交付金額	交付要件
施設の建設費（設計費、改修費、備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。） 備品購入費は、施設の建設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要とされる備品とする。	事業費の上限額 1 初回整備時 600,000 千円 （ただし、備品購入費は事業費の 5.4%以内とする。） 2 追加整備時 居室定員×15,000 千円 （ただし、備品購入費は事業費の 5.4%以内とする。）	（1）交付金算定事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ）の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがない場合 交付金算定事業費のうち、過疎対策事業債等（過疎対策事業債、地域活性化事業債等交付税措置のある地方債をいう。以下同じ。）の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額とする。 （2）（1）にかかわらず、交付金算定事業費の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがある場合 次の（ア）と（イ）との合計額とする。 （ア）備品購入費の 2 分の 1 の額以内の額 （イ）交付金算定事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 （3）交付金算定事業費の全部又はその一部についてデジタル田園都市国家構想交付金を活用する場合 次の（ア）から（ウ）までの合計額とする。 （ア）交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイ	次の全ての要件を満たすこと ①県立高等学校振興再編計画で「中山間地域等の小規模校」と位置づけた 13 校（※）及び 13 校に準ずる高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化を推進するための施設であり、人口減少対策に資するもの ②県教育振興基本計画に位置づけられた事業の推進に寄与する施設（50%以上の利用を各学校の高校生ができること） ③市町村が「県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画書」（以下「教育活性化計画書」という。）を策定し、高知県教育長に整備を承認された施設 ※室戸高等学校、城山高等学校、嶺北高等学校、高岡高等

		ブ) の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）及び補正予算債又は過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 (イ) 交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分に対して措置される特別交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 (ウ) 交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた分については、(1) 又は (2) において、「交付金算定事業費」を「交付金算定事業費からデジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定した額 上記の場合において、(1) のときは、交付金算定事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとし、(2) の (イ) のときは、交付金算定事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。	学校、佐川高等学校、窪川高等学校、檮原高等学校、四万十高等学校、大方高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、中村高等学校西土佐分校
--	--	---	---

別表第 2（第 6 条関係）

※別表第 1 に該当する事業以外

交付金算定対象事業費	交付限度額	交付金額
施設の建設費（設計費、改修費、備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。） 備品購入費は、施設の建設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要とされる備品とする。	高知県人口減少対策総合交付金交付要綱に定める交付限度額の範囲内とする。	（１）交付金算定事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ）の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがない場合 交付金算定事業費のうち、過疎対策事業債等（過疎対策事業債、地域活性化事業債等交付税措置のある地方債をいう。以下同じ。）の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額とする。 （２）（１）にかかわらず、交付金算定事業費の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがある場合 次の（ア）と（イ）との合計額とする。 （ア）備品購入費の 2 分の 1 の額以内の額 （イ）交付金算定事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 （３）交付金算定事業費の全部又はその一部についてデジタル田園都市国家構想交付金を活用する場合 次の（ア）から（ウ）までの合計額とする。 （ア）交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）及び補正予算債又は過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 （イ）交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分に対して措置される特別交付税の額を除いた額の 2 分の 1 以内の額 （ウ）交付金算定事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた分については、（１）又は（２）において、「交付金算定事業費」を「交付金算定事業費から

		デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定した額 上記の場合において、（１）のときは、交付金算定事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとし、（２）の（イ）のときは、交付金算定事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。
--	--	--

別表第3（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。